

学校において予防すべき感染症(以下、学校感染症とする)の出席停止期間の基準

文部科学省「学校において予防すべき感染症の解説」より

学校保健安全法により学校感染症にかかった場合は、登校禁止となる。

| 学校感染症 | | 出席停止期間の基準 |
|-------|---|---|
| | 対象疾病 | |
| 第一種 | エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 重症急性呼吸器症候群, 痢(り), 南米出血熱, ペスト, マールブルグ病, ラッサ熱, 急性灰白髄炎, ジフテリア, 鳥インフルエンザ | 治癒するまで |
| 第二種 | インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く) | 発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し, かつ解熱した後2日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹(はしか) | 発疹に伴う発熱が解熱した後, 3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺, 顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し, かつ全身状態が良好になるまで |
| | 風疹(三日ばしか) | 発疹が消失するまで |
| | 水痘(水ぼうそう) | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱 | 発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後、2日を経過するまで |
| | 結核 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで(自安として、異なった日の喀痰の塗抹検査の結果が連続して3回陰性となるまで) |
| 第三種 | コレラ, 細菌性赤痢, 腸管出血性大腸菌感染症, 腸チフス, パラチフス, 流行性角結膜炎, 急性出血性結膜炎, その他の感染症* | 病状により、感染の恐れがないと医師が認めるまで |

<その他の感染症>

溶連菌感染症, ウィルス性肝炎, 手足口病, 伝染性紅斑(りんご病), ヘルパンギーナ, マイコプラズマ感染症, 流行性嘔吐下痢症, 感染性胃腸炎など

*医師の判断により感染のおそれがあると判断された場合、学校感染症以外でも出席停止となることがある。